

議会運営委員会 会議録

日 時 令和7年9月19日（金曜日）

午前9時00分開会、午前9時16分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）追加議案の提出について

（2）発言の訂正について

（3）「（仮称）土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例」の制定に関する提案書

（4）その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 篠塚 昌毅

副委員長 平石 勝司

委 員 今野 貴子

委 員 島岡 宏明

委 員 矢口 勝雄

委 員 奥谷 崇

委 員 田中 義法

欠席委員（0名）

その他出席した者（3名）

議 長 勝田 達也

副議長 鈴木 一彦

議 員 目黒 英一

説明のため出席した者（4名）

副市長 小林 勉

市長公室長 山口 正通

財政課長 瀬古澤 時人

財政課財政係長 藤田 浩平

事務局職員出席者（6名）

局 長	櫻井 良哉
次 長	小野 聡
係 長	津久井 麻美子
主 任	岩松 英統
主 幹	高橋 陽平
主 事	古宮 英剛

傍聴者（0名）

○篠塚委員長 ただ今から議会運営委員会を開会いたします。傍聴はございませんか。
（「ございません」という声あり）

○篠塚委員長 議長からよろしくお願いします。

○勝田議長 おはようございます。本日は、本会議中の大変お忙しい中、議会運営委員会の委員の皆様にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。本日、執行部から追加議案の説明がございますので、御審議のほうよろしくお願いいたします。

○篠塚委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項（１）追加議案の提出について、協議をお願いします。執行部より説明をお願いいたします。

○山口市長公室長 令和７年９月第３回定例会に最終日に提出を予定しております追加議案の説明をさせていただきます。サイドブックスは資料の１、定例会追加議案概要をお願いいたします。今定例会に追加議案として提出を予定しておりますのは、１ページの表紙及び２ページの提出案件一覧にございますように、補正予算１件、前回の議会運営委員会で説明をさせていただきました人事案件が１件、人事に関する諮問１件、合わせて３件でございます。３ページをお願いいたします。新たに提出をすることになりました補正予算につきまして、説明をさせていただきます。議案第８２号令和７年度土浦市一般会計補正予算（第３回）でございます。今回の補正は予算総括表にございまして、歳入歳出それぞれ一般会計に５億円を追加し、全会計総額を１，０４３億６，６２６万８，０００円とするものでございます。具体的な内容につきましては、下段を御覧いただきたいと思います。２款総務費、１項総務管理費、５目広報広聴費につきましては、ふるさと土浦応援寄附金、いわゆるふるさと納税に関しまして、当初予算の歳入で、約１０億円の寄附金を計上しておりましたが、返礼品の拡充や制度改正による寄附額に応じたポイント付与の９月末までの終了に伴う駆け込み需要などを要因といたしまして、寄附額が想定より伸びていることから、歳入において寄附金を５億円増額計上するとともに、寄附額の増に伴い、歳出におきまして、ポータルサイトの手数料や受付代行委託料など２億５，０００万円を増額計上するものでございます。２１目財政調整基金費につきましては、今年度予算におきまして、財源不足へ対応するため多額の財政調整基金を取り崩しておりますことから、ふるさと納税における歳入から歳出分を差し引いた超過分、ふるさと納税の増額分から必要な経費を差し引いた額になりますけれども、２億５，０００万円全額を財政調整基金に積み立てる費用を計上するものでございます。４ページをお願いいたします。このほか、最終日に提出を予定しております議案第８３号土浦市教育委員会教育長の任命の同意について、諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、定例会前の議会運営委員会におきまして、説明をさせていただいておりますので割愛させていただきます。なお、補正予算が追加となりましたので、前回説明時と議案番号にずれが生じておりますので、御留意願いたいと思います。追加議案の説明は以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今の件に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 ほか、執行部からございますか。

○小林副市長 執行部からはございません。

○篠塚委員長 その他でお願いがありますが、昨日つくば市で荒天による被害が出たり、土浦市で停電が起きたりという状況が放送されておりますので、土浦市の被害状況についてまとめましたら、全員協議会などで報告をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは、執行部の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(執行部退席)

○篠塚委員長 つぎに、協議事項(2)発言の訂正について、協議をお願いします。これは、菅井議員から9月10日の本会議における一般質問での発言の一部について、「発言訂正申出書」の提出が議長宛てにあったものでございます。事務局から説明をお願いします。

○小野議会事務局次長 資料2をお願いします。菅井議員から9月10日の一般質問における発言について、「発言訂正申出書」が提出されたものでございます。内容については、申出書下線部一つ目を「料理人の賞を受賞した市内飲食店」に、二つ目を「市内醤油醸造店」に、三つ目を「市内お好み焼き店」にそれぞれ訂正いたします。手続きについては、会議規則第65条の規定により、議長の許可を得て訂正をすることができることから、既に許可をいただいておりますので、後ほど会議録を訂正することとなります。なお、議長より許可を得ておりますので、傍聴用及び議会運営委員会終了後の資料については、訂正部分を黒塗りにさせていただきます。説明は以上です。

○篠塚委員長 それでは、皆様御意見はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 一般質問については、なぜやるのか、どういった内容でやるのか、また、訂正がないように今後も注意していきたいと思いますので、議会運営委員会でも一般質問のあり方について今後も検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局説明のとおりとします。つぎに、協議事項(3)「(仮称)土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例」の制定に関する提案書が総務市民委員会より提出されましたので、御協議をお願いします。今日は総務市民委員会の目黒委員長に出席いただいておりますので、説明をお願いいたします。

○目黒議員 「(仮称)土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例」の制定に関する提案書について、読み上げさせていただきます。市議会とは市政発展のために議論する場であり、二元代表制の下、市民から付託を受けた代表者たる市議会議員は議会での議論を通じ、意思決定を行い、市職員は市全体の奉仕者として公共の利益のための職務を遂行します。市議会議員と市職員は立場は違いますが、市民生活の向上のためお互いの立場を理解し、尊重しなければなりません。市議会議員によるハラスメントは、業務への支障にもつながり、市民のための健全な議論を妨げることとなり、市民サービスが低下し、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失わせることとなります。つきましては、市議会議員が市民の代表者として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を

不当に傷つけ、勤務環境を害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、いかなるハラスメントも行ってはならないことを明示するため、議員間におけるハラスメント及び議員から職員に対するハラスメントの防止及び根絶のために、「(仮称) 土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例」の制定について、総務市民委員会の総意として提案するものであります。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、この提案書を取り上げることにについて、御意見等はございますか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 なければ、この提案書を取り上げ、今後、土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例に向けて、協議を進めていくということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○篠塚委員長 ありがとうございます。

○島岡委員 受け手側がどういうふうにしてそう感じるかという問題は、すごく微妙なところがあると思うんですね。その辺がまさに曖昧なんですよ。それはハラスメントでしょうということと、それはハラスメントじゃないのかというようにいろいろな考え方があると思うんですよ。その辺の線引きというのはどのようにお考えでしょう。

○篠塚委員長 これは、今後検討して、条例を作っていくなかで議論することなので、まずはこの提案書を採用して、議論していきましようということなので、細かい内容については、所管の委員会を決めてそのなかで議論していくことになりますが、よろしいでしょうか。

○島岡委員 こういうことが出たので、これに基づいてやるわけでしょうから、その辺も頭に入れてもらって検討していただきたいなというのをここで言うておくべきだと思って、私は発言させていただきました。

○篠塚委員長 ありがとうございます。

○目黒議員 先ほどの島岡委員からもございましたように、先行して他自治体でも制定をしております、例として四日市市議会のハラスメント防止等に関する条例では、ハラスメントとして、パワハラ、モラハラ、セクハラ、マタハラ、ジェンダーハラスメントというように多岐にわたりますし、個人の尊厳を著しく侵害するということで、発言した側が気づかなくても、言われた側がそう受け止めればそうなるという世の中の風潮もございますし、この四日市市の条例のほうには、研修等の実施についても記載されておりますので、是非本市のほうでもこういったことを盛り込んでいけるような内容になればと思っております。

○島岡委員 委員長がおっしゃられたとおり、これからそれに関してこういうことは良くないよということについて、皆さんで議論を重ねていくことが必要かなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、所管の委員会を決めなければいけない、大変難しいこともありますので、所管の委員会をどうするかということですが、もしよろしければ議長のほうで何かお考えがあれば御意見をいただきたいと思いますと思うのですが。

○勝田議長 所管に関しましては、議会委員会をお願いできればというふうに私は考えております。

○篠塚委員長 ありがとうございます。ただ今、議長のほうから所管は議会運営委員会にという御意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。大変難しい条例だと思いますので、先ほど島岡委員がおっしゃられたとおり、何ををもってハラスメントとするのかということもありますし、罰則規定もございますし、他市の例を参考に議論が必要だと思いますので、今後議会運営委員会での条例に関する勉強会並びに計画を進めて皆様に御報告して、議論していきたいと思いますので。期間については、決める必要はありますでしょうか、議長。

○勝田議長 期間に関しては、いつまでというような性急な内容でもないと思いますし、良く議論をしていただいた上で、結論をいただければというふうに考えております。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、この条例については議会運営委員会で調査研究を進めていくということによろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○篠塚委員長 ありがとうございます。事務局から何かございますか。

○小野議会事務局次長 今お使いのタブレットについてでございますが、導入から5年を迎えまして、更新の時期になってまいります。つきましては、本年12月に更新作業を行いたいと思うんですけれども、まだ契約のほうが済んでおりませんので、期間の詳細については御説明ができないんですが、12月議会の早くに皆様のタブレットの更新を行いたいと思っておりますので、その際には御協力のほうよろしくお願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、本日の資料で非公表とするものはありますでしょうか。

○櫻井議会事務局長 ございません。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、先ほどのハラスメントに関する条例については、スケジュール等を作成し、皆様にお示しをして、その後検討に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。条例制定に向けて動いていくということは、全員協議会で報告していきます。以上で議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。